

書記官送達  
令和2年7月9日受領印

乙第10号証の1

令和2年7月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和元年(ワ)第11910号 鎌ヶ谷市議会議員選挙の被選挙権に関する国家賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和2年2月27日

5

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

10

被 告 国

同代表者法務大臣

同 指 定 代 理 人

同

同

15

同

同

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、50万円及びこれに対する平成31年4月14日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25 本件は、千葉県鎌ヶ谷市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）に立候補しようとしたが、被選挙権年齢に達していないとして、その届出が受理されなかった原告が、

被告において、市町村議会（以下では、基本的に「地方議会」という。）の議員の被選挙権年齢を満25歳以上と定める公職選挙法10条1項5号及び地方自治法19条1項の規定（以下「本件各規定」という。）が、憲法14条等に違反するにもかかわらず、そのような内容の立法を行ったこと、そして、その後、正当な理由なく長期間にわたり本件各規定の改正を怠ったことが国家賠償法（以下「国賠法」という。）上違法であると主張して、被告に対し、同法1条1項に基づき、議員報酬相当額2064万円及び期末手当相当額810万1759円の逸失利益並びに立候補の自由を奪われたことによる精神的損害に対する慰謝料100万円の合計2974万1759円の一部請求として、損害賠償金50万円及びこれに対する平成31年4月14日（本件選挙の告示日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（認定に用いた証拠は括弧内に示した。）

(1) 当事者

原告（平成8年5月生まれ）は、平成31年4月14日が告示日で、同月21日が選挙期日である本件選挙に立候補するために、同月14日、当該選挙の選挙長に対して立候補の届出を提出したが、原告の年齢が満25歳未満であることを理由に、当該届出は受理されなかった（甲1から3まで）。

(2) 地方自治法及び公職選挙法の定め

ア 地方自治法19条1項は、普通地方公共団体の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満25歳以上のものは、別に法律の定めるところにより、普通地方公共団体の議会の議員の被選挙権を有する旨を、同条2項は、日本国民で年齢満30歳以上のものは、別に法律の定めるところにより、都道府県知事の被選挙権を有する旨を、同条3項は日本国民で年齢満25歳以上のものは、別に法律の定めるところにより、市町村長の被選挙権を有する旨を規定する。

イ 公職選挙法10条1項は、日本国民は、衆議院議員については年齢満25歳以上の者（1号）、参議院議員については年齢満30歳以上の者（2号）、都道府県の議

会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの（3号），都道府県知事については年齢満30年以上の者（4号），市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの（5号），市町村長については年齢満25年以上の者（6号）が，それぞれ当該議員又は長の被選挙権を有する旨を規定する。

ウ なお，公職選挙法9条1項は，日本国民で年齢満18歳以上の者は，衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する旨を，同条2項は，日本国民たる年齢満18歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は，その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する旨を，同条3項は，日本国民たる年齢満18歳以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の1の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり，かつ，その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは，前項に規定する住所に関する要件にかかわらず，当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する旨を規定する。

（3）市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「B規約」という。）の定め

B規約25条（c）は，すべての市民は，（各締約国が，その領域内にあり，かつ，その管轄の下にあるすべての個人に対し，人種，皮膚の色，性，言語，宗教，政治的意見その他の意見，国民的若しくは社会的出身，財産，出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしにこの規約において認められる権利を尊重し及び確保することを約束することを定める）同規約2条に規定するいかなる差別もなく，かつ，不合理な制限なしに，一般的な平等条件の下で自国の公務に携わる権利及び機会を有する旨規定する。

2 爭点及びこれに関する当事者の主張

（1）立法行為又は立法不作為の国賠法上の違法性の有無

（原告の主張）

ア 立法の内容又は立法不作為が国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白な場合や，国民に憲法上保障されている権利行使の機会を

確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠る場合には、国會議員の立法行為又は立法不作為は、国賠法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるというべきである。

5 そして、原告は、民法上、成年に達していたにもかかわらず、地方議会の議員の被選挙権年齢を25歳と定めた本件各規定により、本件選挙への立候補が認められなかつたところ、以下のイ及びウで述べることからすれば、本件各規定が憲法やB規約の規定に違反することは明白であり、このような内容の本件各規定を立法し、その後、本件選挙時に至るまで本件各規定を改正していないという立法不作為は、いずれも国議員の立法過程における原告に対する職務上の義務違反があるといえるから、国賠法上違法と評価されるべきである。

#### イア) 憲法14条1項

地方議会の議員の被選挙権年齢について成年年齢を超えた25歳という年齢に設定しなければならない合理的な根拠はなく、若年者の政治的意見の表明の機会を奪うものにすぎないこと、諸外国でも、18歳から被選挙権を認めている国があり、若年者が実際に議員になることによって支障が生じたとする例はないことに照らせば、本件各規定は、合理的理由のない差別に当たり、憲法14条1項に違反することが明白である。

#### (イ) 憲法15条1項（公務員選定権）

20 若年者の立候補者が議員にふさわしいか否かは有権者が判断すべきことであつて、法律によって有権者の選択肢を奪うことは有権者及び原告の公務員選定権（憲法15条1項）を侵害するものであるから、本件各規定は、同項に違反することが明白である。

#### (ウ) 憲法15条1項（立候補の自由）

25 被選挙権又は立候補の自由は選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、憲法15条1項の保障する重要な基本的人権であると解されていることからすれば、民法上、成

年に達している原告について、25歳に満たないことを理由に立候補を認めない本件各規定は、同項に違反することが明白である。

(エ) 憲法21条1項

選挙は、有権者が候補者の政見を正しく知る機会を与える必要があるとともに、候補者においても自らの政見を効果的に周知宣伝することができる絶好の機会であるが、本件各規定は、25歳未満の者が公職の候補者であるという立場で自らの政見を表現する機会を奪うものであるから、憲法21条1項に違反することが明白である。

(オ) 憲法22条1項

地方議会の議員の被選挙権年齢の制限について、社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定したとする説明は、全く合理性がなく、本件各規定は、不合理な理由に基づき職業選択の自由を制約するものといえるから、憲法22条1項に違反することが明白である。

(カ) 憲法92条及び94条

憲法92条は、地方公共団体における議会の組織、権限等の基本的な事項に関しては法律で定めることを予定しているものの、同法94条では、各地方公共団体が住民自治に基づき、条例を制定し、地方自治を行うことができる旨を定めているから、国会は、地方議会の議員の具体的な被選挙権の年齢について、憲法が保障する被選挙権（立候補の自由）を踏まえ、ミニマムスタンダードとしての基準を定めることが求められるが、その具体的な被選挙権の年齢については、各地方議会が、法律の枠内で、条例で規定することが憲法上要請されているというべきであるにもかかわらず、本件各規定は、各地方議会が条例で年齢要件を緩和することを一切認めていない点で同法92条及び94条に違反することが明白である。

(キ) 国民主権の原則

被選挙権年齢を選挙権年齢よりも高く設定することは、類型的に18歳以上25歳未満の者について地方議会の議員に求められる社会的経験や能力が不十分であることを理由に制限するものであるが、特に地方自治に関しては、住民自治の観点から、

可能な限り住民の意思を反映させるべきであるから、地方議会の議員の資格についての制約は最小限のものにとどめるべきであること、地方自治法94条が、条例により、議会を置くことに代えて設けることができるとしている選挙権を有する者の総会（町村総会）は、町村議会の権限と同一といえるところ、選挙権を有する18歳以上の住民全員が上記総会の構成員として活動することが想定され、18歳以上の者は地方議会で議決する事項について十分に理解し判断する能力があることを前提としていると考えられることなどの点に鑑みると、被選挙権年齢に係る要件が不合理であることは明らかであるから、本件各規定は、国民主権の原則に違反することが明白である。

（ク）B規約25条（c）

本件各規定は、原告の有する公務就任権を合理的な理由なく制約するものであるから、B規約25条（c）にも違反することが明白である。

ウ 欧米諸国を中心とする諸外国において、被選挙権の年齢が18歳に引き下げられている国がある状況にもかかわらず、我が国においては、選挙権年齢の18歳への引下げについて議論がなされた際に、国会において被選挙権年齢引下げについても言及されるようになり、被選挙権年齢を引き下げる法案が提出されたものの、結局、本件選挙に至るまで被選挙権年齢の引下げに至っておらず、正当な理由なく長期にわたって必要な立法措置を執ることを怠っているといえる。

（被告の主張）

ア 争う。以下のイ及びウで述べることからすれば、本件各規定が、国民に憲法上保障されている権利を違法に侵害するものであることが明白であるとか、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会（議員）が正当な理由なく長期にわたってこれを怠っているなどの事情は存在しないから、（国会議員に）国賠法上違法と評価される点はないというべきである。

イ 原告が、本件各規定が憲法の各規定に違反する旨の主張は、以下のとおり理由がなく、本件各規定がB規約25条（c）に違反するとの主張についても争う。

(ア) 憲法14条1項

地方議会の議員が、条例の制定、予算の決定、地方税の賦課徴収などといった住民の権利義務や生活に密接にかかわる事項の決定を行う議事機関であるというその職務の性質に鑑みれば、その被選挙権の年齢要件は社会的経験に基づく思慮と分別を踏まえて設定されるべきことからすると、上記被選挙権を25歳以上の者に限定していることは、合理的な理由に基づく区別であるといえるから、本件各規定は、憲法14条1項に違反しない。

(イ) 憲法15条1項（公務員選定権）

憲法15条1項は、あらゆる公務員の終局的任免権が国民にあるという国民主権の原理を表明したもので、同項の趣旨に鑑みて、同法93条2項によって地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民に地方公共団体の長及びその議会の議員等を直接選挙する権利が保障されるものの、上記の各規定が、候補者自体を選択し、選出する権利までをも保障するものではないから、本件各規定が同法15条1項による公務員選定権を侵害しているとの原告の主張は誤りである。

(ウ) 憲法15条1項（立候補の自由）

確かに、立候補の自由は憲法15条1項（地方議会の議員の立候補の自由については同項に加えて同法93条2項）の保障する基本的人権の1つと解すべきであるが、地方議会の議員に係る立候補の自由は同議会に係る選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策目的や理由との関係で調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めたところがその裁量の範囲を逸脱するものでない限り、それによって立候補の自由が一定の限度で制約を受けることになってしまふを得ないといえる。そして、上記(ア)で述べたとおり、地方議会の議員の被選挙権を25歳以上の者に限定していることには、合理的な理由があつて、かかる年齢要件の定めが国会に認められた裁量の範囲を逸脱するとはいえないから、本件各規定は、同法15条1項（同法93条2項）に違反しない。

(エ) 憲法21条1項

本件各規定によって、18歳以上25歳未満の者が選挙の機会に自身の政治的意見を表明することは何ら妨げられてはいないし、憲法21条1項は公職選挙法上認められている特別な意見表明の機会を保障するものでもないから、本件各規定は、同項に違反しない。

5 (オ) 憲法22条1項

憲法22条1項にいう「職業」とは、「人が自己の生計を維持するためにする継続的活動」であると解されているところ、同項は、各人が自己の選択した職業に就くこと、職業の遂行を国会によって妨げられないことを保障しようとするものであり、このように個人の経済的自由権を保障する同項の趣旨からすると、住民から選挙で選ばれる10 政治的代表者の職は、同項にいう「職業」には当たらず、同法15条などの問題として考えるべきである。

仮に、憲法22条1項が問題となり得るとしても、同項の定める公共の福祉の要請に基づき、合理的な理由に基づいて同項の自由を制約することは許されると解される。そして、上記(ア)で述べたとおり、被選挙権の年齢要件を満25歳以上の者に限定していることには、公共の福祉に適う合理的な理由があるといえるから、本件各規定は、15 同項に違反しない。

(カ) 憲法92条及び94条

憲法94条は、地方自治が国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任の下で行われる自由主義的・地方分権的要素を意味する団体自治に関する事項として、20 地方公共団体の権能を定めるものであって、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素を意味する住民自治に関する事項を定めたものではないから、原告の主張は前提を誤っている。

また、憲法92条は、地方公共団体の組織及び運営に関する事項につき法律で定めるものとし、その法律が地方自治の本旨に基づくことを求めているところ、地方自治に関する憲法の規定（同法第8章）は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務について、その地方の住民の意

思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たもの（制度的保障）であって、地方議会における被選挙権年齢に関し、ミニマムスタンダードとして法律上定めることが求められ、法律の枠内で、その具体的な被選挙権年齢について個別に条例で規定することが憲法上予定されているものでないことは明らかであるから、原告の主張は理由がない。

#### (3) 国民主権の原則

上記(ア)で述べたとおり、地方議会の議員の被選挙権の年齢要件は、複雑多岐な公務に携わり、誤りがないことを期待するには、相当の知識や豊富な経験を必要とし、一般に成年に達したというだけでは未だ不十分と考えられることから設定された合理的な理由に基づくものであり、また、公職選挙法によって、満18歳以上の日本国民に対して選挙権が与えられていることにも鑑みれば、地方公共団体の議員の選挙は民意を適切に反映しているというべきであるから、本件各規定は、国民主権の原則に違反しない。

ウ 被選挙権年齢の引下げについては、平成27年6月に交付された公職選挙法等の一部を改正する法律による選挙権年齢の引下げを契機として、今日に至るまで断続的に国会において議論がされている状況にあるのであって、国会が正当な理由なく長期にわたって被選挙権の年齢要件に関する立法行為を怠っていることはなく、議論が停滞しているとの原告の主張は誤りである。

#### (2) 損害論

##### (原告の主張)

国賠法上違法と評価される（本件各規定に係る）国會議員の立法行為又は立法不作為によって、原告は、本件選挙に立候補できなかったものであり、その逸失利益相当額の損害は、合計2874万1759円（議員報酬1月当たり43万円の4年分の合計額である2064万円に期末手当相当額810万1759円を加えた額）である。

また、上記の違法行為によって原告が被った精神的損害を慰謝するための金員は100万円が相当である。したがって、原告の損害は合計2974万1759円となると

ころ、本件では、その一部である50万円を請求する。

(被告の主張)

争う。

### 第3 判断

#### 5 1. 争点(1) (立法行為又は立法不作為の国賠法上の違法性の有無)について

(1)ア 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるところ、国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、それゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

もっとも、国会が、憲法の一義的な文言に違反するような立法を行う場合や、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるにもかかわらず、(国会が)正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法行為又は立法不作為は、国賠法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである(最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427頁参照)。

25 イ そこで、本件各規定に係る国会議員の立法行為又は立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるか否かについて検討する前提として、以下において、

本件各規定が憲法の一義的な文言に違反して立法されたもの又は憲法上保障され若しくは保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるか否かについて検討する（併せて、B規約違反の主張についても言及する。）。

5 (2)ア 憲法14条1項違反の主張について

(ア) 法の下の平等を定める憲法14条1項は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、差別的取扱いを禁止する趣旨の規定であると解されるところ（最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676頁、最高裁昭和48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265頁参照），確かに、本件各規定は、地方議会の議員の被選挙権の年齢を満25歳以上と定めており、これによつて、地方議会の議員となる際の要件に關し満25歳以上の者と満25歳未満の者とで異なる取扱いをしている。

10 (イ) しかし、本件各規定が地方議会の議員の被選挙権の年齢を選挙権の年齢より高い満25歳以上とした趣旨について、議員として公職に就いた者が複雑多岐な公務に携わり、誤りのないようにするためにには、相当の知識や豊富な経験を必要とするとの考慮によるものと説明されているところ（乙2）、地方公共団体の住民の直接選挙により選出され、住民の間に存する多元的な意見や利益を代表する地方議會議員の職責や権限を考慮すると、被選挙権の年齢要件を満25歳以上と設定することには、今なお、一定の合理性が認められるというべきである。したがつて、事柄の性質上、満25歳以上の者と満25歳未満の者とで異なる取扱いをすることに合理的根拠がないということはできない。

15 (ウ) この点に關し、原告は、本件各規定が憲法14条1項に違反することの根拠として、諸外国でも、18歳から被選挙権を認めている国があり、若年者が実際に議員になることによって支障が生じたとする例はないこと等を指摘する。しかしながら、それぞれの国における選挙制度は、その国の実情に即して、議論され、形作られてきたものであるから、諸外国において、18歳以上の者に被選挙権を認めている例があ

るということは、今後の地方議会の議員の選挙制度をいかなるものにしていくべきかという立法論においては、参考されるべき事情であるとはいえるものの、現段階で、直ちに憲法違反の明白性を基礎づけるものとはいえない。

(エ) 以上によれば、本件各規定が、憲法14条1項の一義的な文言に違反して立法されたとはいえないことはもちろんのこと、(現段階において) 同項に違反することが明白であるともいえない。

イ 憲法15条1項(公務員選定権)違反の主張について

(ア) 原告は、若年者の立候補者が議員にふさわしいか否かは有権者が判断すべきであって、法律によって有権者の選択肢を奪うことは有権者及び原告の公務員選定権を侵害することが明白である旨主張する。

(イ) しかしながら、原告の上記主張も、結局のところ、年齢要件が不合理であることを前提とするものであるといえるところ、年齢要件に一定の合理性が認められることは前記1(2)アにおいて説示したとおりであるから、原告の上記主張は採用できない。

ウ 憲法15条1項(立候補の自由)違反の主張について

(ア) 確かに、立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持する上で、極めて重要であり、このような見地からいえば、立候補の自由もまた、憲法15条1項の保障する重要な基本的人権の1つと解すべきである(最高裁昭和43年12月4日大法廷判決・刑集22巻13号1425頁、最高裁平成11年11月10日大法廷判決・民集53巻8号1704頁参照)。

(イ) しかしながら、選挙制度は、公正かつ効果的な代表の選出の要請や、政治における安定の要請を考慮しつつ、決定されるものであって、論理的に要請される一定不变の形態が存在するわけではないところ、憲法上も、地方議会の議員の被選挙権の年齢要件に関する具体的な定めがない一方で、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定められることとされていること(同法92条)からすると、同法は、  
25 地方議会の議員の被選挙権の年齢要件を含む選挙制度の具体的な内容について、国会の合理的裁量に委ねているというべきである(なお、同法92条や94条に関する原告

の主張については後述する。)。そして、立候補の自由といえども、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的や理由との関連において調和的に実現されるべきものであり、国会が具体的に定めた取扱いの差異がその裁量権の行使として合理性を是認し得ないものでない限り、それによって立候補の自由が一定の限度で制約を受けることになっても、直ちに、そのような取扱いの差異を定めることが、同法15条1項に違反するとはいえない。

(イ) そして、前記1(2)アにおいて説示したとおり、地方議会の議員の被選挙権年齢を満25歳以上と定めたことには一定の合理性があり、不當に立候補の自由を制限するとはいえない。

(エ) したがって、本件各規定が、憲法15条1項の一義的な文言に違反して立法されたとはいえないのはもちろんのこと、(現段階において) 同項が保障する立候補の自由を侵害することが明白であるともいえない。

## エ 憲法21条1項違反の主張について

(ア) 原告は、選挙においては、各種法令で通常の政治活動に比べて、公職の候補者に対し特別の便宜(公営ポスター掲示場の利用、選挙公報の発行、公選はがきの発出等)を享受する機会がある点を指摘しつつ、本件各規定が、25歳未満の者について、公職の候補者という立場で、選挙において自らの政見を訴える機会を奪う点で憲法21条1項に違反することが明白である旨主張する。

(イ) しかしながら、憲法21条1項は、公職の候補者という立場で、選挙において自らの政見を訴える機会までを保障するものではなく、本件各規定によつても、(25歳未満の者が) 選挙の機会に自身の政治的意見を表明することは何ら妨げられるものではない。

(ウ) したがって、本件各規定が、憲法21条1項の一義的な文言に違反して立法されたとか、同項に違反することが明白であるとはいえない。

## オ 憲法22条1項違反の主張について

(ア) 原告は、地方議会の議員の被選挙権年齢の制限について、社会的経験に基づく

思慮と分別を踏まえて設定したとする説明は、全く合理性がなく、本件各規定は、不合理な理由に基づき職業選択の自由を制約するものといえるから、憲法22条1項に違反することが明白である旨主張する。

(イ) しかしながら、立法により、個人の経済的活動に対し、一定の規制措置を講ずることも、必要かつ合理的な範囲にとどまる限り許されるべきであると解されるところ、仮に公職について憲法22条1項の適用があると解したとしても、前記1(2)アにおいて説示したとおり、地方議会の議員の被選挙権年齢を満25歳以上と定めたことには一定の合理性があり、不當に職業選択の自由を制限するものとはいえない。

(ウ) したがって、本件各規定が、憲法22条1項の一義的な文言に違反して立法されたとはいえないことはもちろんのこと、(現段階において) 同項に違反することが明白であるともいえない。

#### カ 憲法92条及び94条違反の主張について

(ア) 原告は、憲法92条は、地方公共団体における議会の組織、権限等の基本的な事項に関しては法律で定めることを予定しているものの、同法94条では、各地方公共団体が住民自治に基づき、条例を制定し、地方自治を行うことができる旨を定めているから、国会は、地方議会の議員の具体的な被選挙権の年齢について、憲法が保障する被選挙権（立候補の自由）を踏まえ、ミニマムスタンダードとしての基準を定めることが求められるが、その具体的な被選挙権の年齢については、各地方議会が、法律の枠内で、条例で規定することが同法上要請されているというべきであるにもかかわらず、本件各規定が、条例による年齢要件の緩和の余地を一切認めていない点で、同法92条及び94条に違反することが明白である旨主張する。

(イ) 確かに、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから（最高裁平成7年2月28日第三小法廷判決・民集49巻2号639頁参照）、日常生活に密接な関連を有す

る地方公共団体の公共的事務の処理に、18歳以上25歳未満の若年者の意思を反映させるべく、法律によって各地方議会が条例で（地方議会の議員の被選挙権の）年齢要件を緩和する措置を講ずることを憲法が禁止するものではないとは解し得る。

(ウ) しかし、憲法92条や94条の規定が、地方議会の議員の被選挙権についての何らかの具体的な権利利益を定めたものとはいえず、また、同法15条1項が立候補の自由を保障していることを踏まえても、各地方議会が、具体的な被選挙権の年齢について、条例で規定することが、同法上の要請であるとまでは解し得ないから、原告の上記主張は採用できない。

#### キ 国民主権の原則違反の主張について

(ア) 原告は、本件各規定は、国民主権の原則に違反する旨も主張する。しかしながら、原告の本件各規定が国民主権の原則に違反する旨の主張に係る理由は、結局のところ、被選挙権年齢について選挙権年齢よりも高く設定したことが不合理であることを主張するにとどまるものである（なお、原告の主張する町村総会は、そもそも選挙権を有する者全員によって組織される直接民主制に近い制度であり、その構成員となることと、代表民主制の下において（選挙を通じて）住民の代表として議員になることとは、自ずとその職責に違いがあるといえるから、直ちに、両者を同列に取り扱わなければならないということにはならない。）。

(イ) そうすると、地方議会議員の被選挙権年齢を満25歳以上と定めたことに一定の合理性があると認められることは、前記1(2)アにおいて説示したとおりであるから、原告の上記主張は採用できない。

#### ク B規約違反の主張について

(ア) 原告は、本件各規定が、原告の有する公務就任権を合理的な理由なく制約するものであるから、B規約25条(c)にも違反することが明白である旨主張する。

(イ) しかしながら、B規約においては、締約国が同規約25条に規定されている権利を実現するために採るべき具体的な選挙制度については何ら規定されておらず、各締約国の合理的な裁量に委ねられていることから、締約国に特定の選挙制度の採用を

義務付けるものではないと解するのが相当である。

(ウ) そして、本件各規定に一定の合理性が認められることについては、前記1(2)アにおいて説示したとおりであるから、本件各規定がB規約に違反するものということもできない。

5 2. 以上のことより、本件各規定が憲法の一義的な文言に違反して立法されたもの又は憲法上保障され若しくは保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するものであることが明白であるとはいはず（また、B規約に違反することが明白であるともいはず）、本件各規定に関して国會議員の立法行為又は立法不作為が国賠法1条1項の適用上違法の評価を受けるとはいえないから、  
10 その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第4部

15 裁判長裁判官

飛澤知行

20 裁判官

金久保茂

裁判官

三塚祐太郎

これは正本である。

令和2年7月9日

東京地方裁判所民事第44部

裁判所書記官 大久保 徳昭